

平成 23 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 東洋電機製造株式会社
代表者名 取締役社長 土田 洋
(コード番号 6 5 0 5 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 伊藤 茂治
(TEL 03-3535-0631)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社が平成 20 年 8 月 26 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、平成 23 年 8 月 26 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、議案としてお諮りさせていただくことに関して決議を行いましたのでお知らせいたします。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成 20 年 6 月 30 日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現プランの一部に金融商品取引法及びその関連法令の改正や株券電子化に伴う文言の必要な修正等を施したうえで、株主の皆様のご承認を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランは、現プランを踏襲したものであり、実質的内容に変更はございません。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、その時から、平成 26 年 8 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本日現在、当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等はございません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 企業価値向上への取り組み

当社は、大正7年6月、鉄道車両用電機品の国産化を目的に設立され、以来90有余年にわたり、モータとモータドライブ及びその関連技術分野を中核技術とする電機システム専門メーカーとして交通ならびに一般産業分野においてさまざまな製品を開発、製造し、社会に貢献してまいりました。

これら製品の中には、国産初と称されるものがありますように、当社は優れた技術と確かな対応力で、社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社グループでは、長期ビジョン「創業以来培ってきたモータドライブ技術をコア技術として、高度に情報化したマシン&エレクトロニクスを融合したシステムにより、次世代高速鉄道と循環型社会の実現に挑戦する」のもと事業活動を展開しており、この長期ビジョンの実現に向け、平成21年6月から平成24年5月までの中期3ヶ年経営計画「チャレンジアッププラン」を策定しております。計画の達成に向けて経営諸施策を推進するとともに、交通・産業・IT各事業分野における受注・売上・利益の拡大及び収益力の強化を図っております。この「チャレンジアッププラン」における基本方針の骨子はつぎの通りです。

1. グループ企業価値の増大を目指します。
 - ・アライアンスを活用します。
 - ・連結事業部制を徹底します。
 - ・キャッシュフロー経営を徹底します。
2. 海外展開を強化します。
 - ・中国と北米市場に注力します。
 - ・インド・ロシア市場での基盤を強化します。
3. 新事業を創生します。

- ・環境車両向けの電機品市場への参入を目指します。
- 4. 新製品を開発します。
 - ・低炭素社会の実現に貢献する製品を開発します。
 - ・IT技術を利用したサービスを開発します。
- 5. CSRへの取り組みを強化します。
 - ・「環境理念」を制定し、地球環境保全への取り組みを強化します。
- 6. 活力ある企業風土を創ります。
 - ・5S活動を継続し、職場環境を改善します。
 - ・人材育成システムを改善します。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

当社は、監査役会設置会社として取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能に加え、監査役による取締役の職務執行に対する監査機能がともに有効に機能しております。法令及び定款に基づく会社機関として株主総会及び取締役の他、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会は、取締役6名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役、執行役員、監査役の出席のもと、経営戦略会議、業務執行連絡会を開催し、当該会議体において全役員が各業務部門から報告される情報を共有するとともに、経営課題の進捗状況の確認、重要な経営事項の必要な討議をしております。

監査役は、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議に出席し、業務及び財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査人及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行う等、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。このほか取締役会の諮問機関として内部統制監視委員会を設置し、当社のリスクの認識及び対策等について検討を行う等、内部統制体制の充実を図っております。

3. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を

行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任いたします。

また、平成23年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ロ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に明示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

す。)として設定します。

(i) 対価を現金(円価)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大
60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大 30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間開始後に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、買付者等による大規模買付け及び当社取締役会による意見や代替案等の内容の検討等を始め、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非又は株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ないし(iii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様当社の株式等の売却を事実上強要する虞があると客観的に合理的に判断される場合には、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合に該当することとします。

なお、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、対

抗措置の発動を勧告することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置の発動を勧告することがあります。

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合

独立委員会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、原則として株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。ただし、大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合であっても、対抗措置を発動することが相当ではないと判断される場合には、対抗措置の不発動の勧告を行うこともできるものとします。

なお、別紙4-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

なお、株主意思確認総会又は書面投票の実施に当たっては、当社取締役会は上記④に定める大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を、改めて投票基準日現在の株主の皆様にご提示し、併せて情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告又は⑥に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨ 大規模買付け等の開始

買付者等は、上記①から⑦に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成 26 年 8 月開

催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記 3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的

として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社

株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があり、その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用される法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下、「独立委員」）は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非、又は株主意思を確認すべき旨
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

池田 敏夫 （いけだ としお） 61歳

昭和 50 年 11 月	新和監査法人(現あずさ監査法人) 入社
昭和 55 年 9 月	公認会計士登録
平成 20 年 6 月	あずさ監査法人 退社
平成 20 年 7 月	池田敏夫公認会計士事務所開設
平成 20 年 10 月	株式会社日本政策金融公庫 社外監査役就任（現在に至る）
平成 23 年 8 月	当社 社外監査役就任予定

宮本 正行 （みやもと まさゆき） 49歳

平成 5 年 4 月	司法研修所 入所
平成 7 年 4 月	司法研修所 卒業
	弁護士登録
平成 11 年 4 月	宮本法律事務所開設（現在に至る）

油井 雄二 （ゆい ゆうじ） 62歳

昭和 55 年 6 月	経済企画庁経済研究所客員研究員
昭和 60 年 7 月	大蔵省財政金融研究所特別研究官
昭和 62 年 4 月	ミシガン大学客員研究員
平成 元年 4 月	成城大学経済学部教授
平成 22 年 4 月	成城大学学長就任
平成 23 年 4 月	成城学園学園長就任(現在に至る)

※上記3氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

当社の大株主の株式保有状況

平成 23 年 5 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、つぎの通りであります。

株 主 名	所有株式数（千株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（％）
日本生命保険相互会社	3,013	6.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,176	4.47
株式会社豊田自動織機	2,100	4.31
株式会社日立製作所	2,100	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口))	1,914	3.93
東洋電機従業員持株会	1,350	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,064	2.18
株式会社横浜銀行	1,038	2.13
オークラヤ住宅株式会社	1,030	2.11
月島機械株式会社	798	1.63

(注) 上記のほか当社は自己株式 452 千株を保有しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があると認められる類型

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を妨げる虞があると判断される場合
3. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
4. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
5. その他1. から4. までは準じる場合、若しくは、別紙4－1のいずれかの類型に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株式等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融

付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

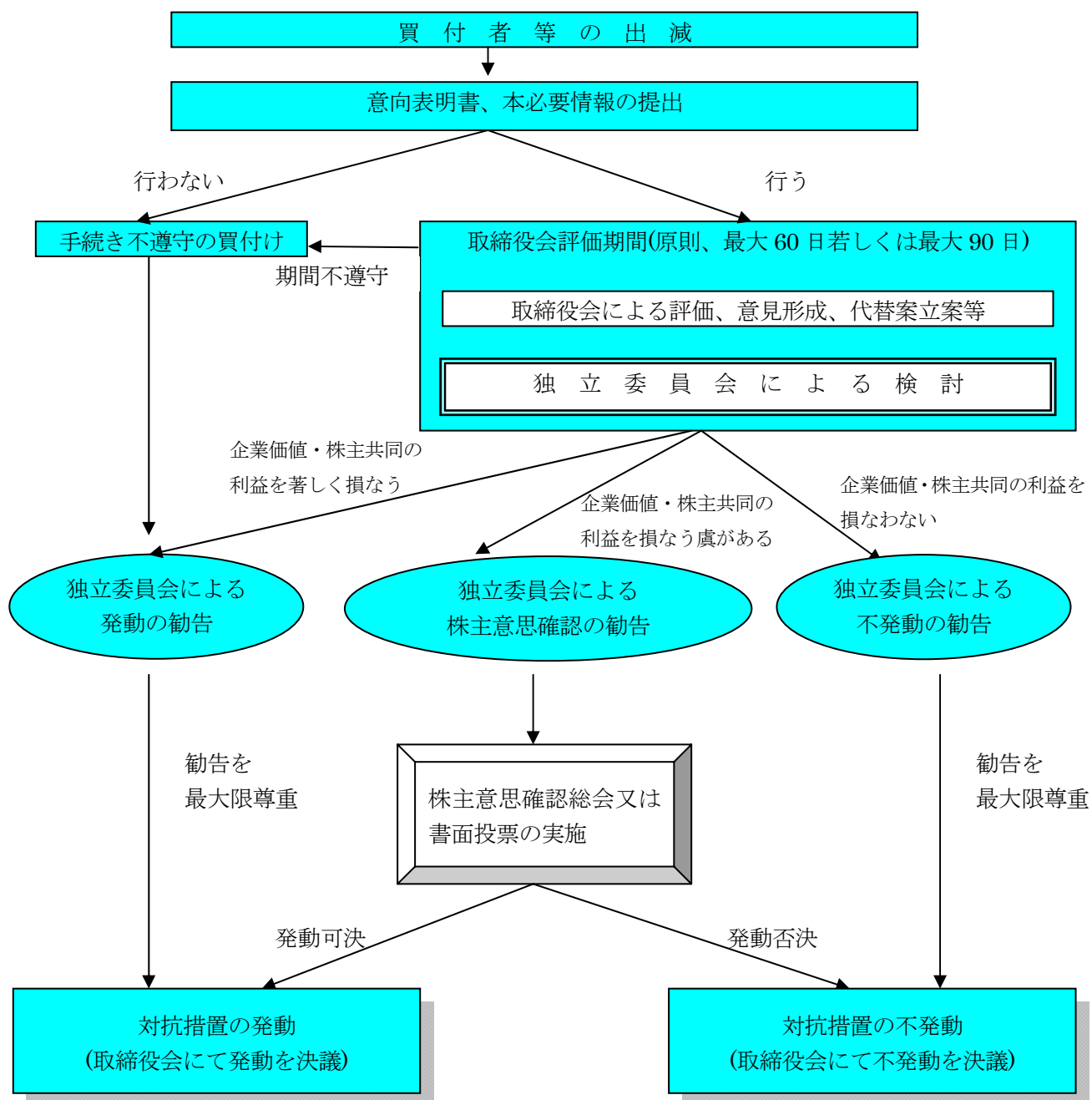
以 上

商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。